

掛川市条例第18号

掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月28日

掛川市長

(別紙)

掛川市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

掛川市職員の育児休業等に関する条例（平成17年掛川市条例第26号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後の部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後の部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後の部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後の部分のみ存在するときは、当該改正後の部分を加える。

改 正 前	改 正 後
<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて、育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（別で定める会計年度任用職員を除く。）</p> <p><u>ア 任命権者が同一である職（以下「特定職」という。）に引き続き在職した期間が1年以上である会計年度任用職員</u></p> <p><u>イ</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、<u>特定職に引き続き採用</u>されないことが明らかである会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p><u>ウ</u> 勤務日の日数を考慮して別で定める会計年度任用職員</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部分休業（育児休業法第19条第1項に規</p>	<p>（育児休業をすることができない職員）</p> <p>第2条 育児休業法第2条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員（以下「会計年度任用職員」という。）であつて、育児休業の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員（別で定める会計年度任用職員を除く。）</p> <p><u>ア</u> その養育する子（育児休業法第2条第1項に規定する子をいう。以下同じ。）が1歳6か月に達する日までの間に、任期が満了し、かつ、<u>引続きいて任命権者を同じくする職に採用</u>されないことが明らかである会計年度任用職員以外の会計年度任用職員</p> <p><u>イ</u> 勤務日の日数を考慮して別で定める会計年度任用職員</p> <p>（部分休業をすることができない職員）</p> <p>第21条 育児休業法第19条第1項の条例で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 部分休業（育児休業法第19条第1項に規</p>

定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の際、次のいずれにも該当する会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

ア 第2条第3号アの会計年度任用職員

イ 第2条第3号ウの会計年度任用職員

ウ 1日の勤務時間を考慮して別で定める会計年度任用職員

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 (略)

(委任)

第25条 (略)

定する部分休業をいう。以下同じ。)の承認の請求の際、勤務日の日数及び勤務日ごとの勤務時間を考慮して市長が別に定める会計年度任用職員以外の会計年度任用職員

(部分休業の承認の取消事由)

第24条 (略)

(妊娠又は出産等についての申出があった場合における措置等)

第25条 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、当該職員又はその配偶者が妊娠し、又は出産したことその他これに準ずる事実を申し出たときは、当該職員に対して、育児休業に関する制度その他の事項を知らせるとともに、育児休業の承認の請求に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員が前項の規定による申出をしたことを理由として、当該職員が不利益な取扱いを受けることがないようにしなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第26条 任命権者は、育児休業の承認の請求が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 職員に対する育児休業に係る研修の実施

(2) 育児休業に関する相談体制の整備

(3) その他育児休業に係る勤務環境の整備に関する措置

(委任)

第27条 (略)

## 附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。